明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**六六）　一

〔省　令〕

○地方税法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**一一一）　一

〔告　示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**五二九）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**五三〇）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**一五七九～一五八五）　四
○地すべり防止区域を指定する件（**国土交通**一二一〇）　四
○地すべり防止区域を追加指定する件（**同**一二一一）　五
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**三一一）　五
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（**防衛**一九六）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**同**一九七～一九九）　六
○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**二〇〇）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**一二三、一二四）　七
○道路に関する件（**中部地方整備局**一五五、一五六）　七
○道路に関する件（**北海道開発局**一二七、一二八）　八
○自動車専用道路を指定する件（**同**一二九）　八

〔国会事項〕

労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八

〔官庁報告〕

最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示五、宮城同三、神奈川同八、新潟同一、静岡同四、鳥取同二、山口同三～五、香川同三）　八

国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九
公認会計士試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　九
平成二十二年司法試験（新司法試験）の施行（司法試験委員会）　九

〔公　告〕

諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
厚生年金基金変更関係　二六
会社その他
有権者申出方、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　一〇

府　令

○内閣府令第六十六号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「並びに」を「、」に改め、「充てられたもの」の下に「並びに郵政事業の抜本的な見直しに関する法案の作成業務等の事務の処理を掌理するもの」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第百十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十三条の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月十三日

総務大臣　原口　一博

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。